

新庄地域活動協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は新庄地域活動協議会（以下「本会」という）と称し、事務所を大阪市東淀川区上新庄2丁目7番9号 新庄社福会館におく。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、大阪市立新庄小学校校区とその周辺とする。

(目的)

第3条 本会は、新庄地域に住む全ての人がイキイキと生活する、「誰もが輝く元気なまち“しんじょう”」を目標に、地域のあらゆる人が自らの意思で参加し、決定し、実現することを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、新庄地域のまちづくり活動を行うことに関心を有する活動対象区域の住民（以下「地域住民」という）または活動対象区域の団体（以下「地域団体」という）で、本会の趣旨に賛同するものを以って構成する。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、各構成団体が相互に連携・協力して活動を行い、構成団体の本来の目的を達成するため各々の事業を着実にを行うための調整を担うとともに、以下の事業活動を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること。
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること。
- (7) 環境美化に関すること。
- (8) スポーツの普及・推進に関すること。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第6条 なお次の活動は、行わない。

- (1) 営利を目的とする活動。
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動。
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又これらに反対することを目的とする活動。
- (5) その他、公序良俗に反すること及びそれに繋がる活動。

第2章 役員

(役員及び監事)

第7条 本会に、次の役員及び監事（以下「役員等」という）を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 部会長 | 若干名 |
| (5) 会計 | 2名 |
| (6) 監事 | 2名以上 |

(役員等の選任)

第7条の1 役員等は、運営委員会において選任する。

第8条 監事は、役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第9条 (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 会長は第7条に定める役員等による会議（以下役員会という）を随時招集し、協議を行うことができる。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(4) 事務局長は、本会の活動を総括し、事業の推進をはかるとともに、事業が円滑に推進されるよう、各構成員の調整にあたる。

(5) 会計は、本会の会計を担当する。

(6) 監事は、本会の会計及び役員の実務執行を監査する。

(役員等の任期)

第10条 役員等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第12条 運営委員会は役員等及び別表1に定める構成団体から各1名、第26条に定める各部会から副部会長・部会会計（以下「運営委員」という）で組織する。

(運営委員会の議決事項)

第13条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項。
- (2) 役員等の選任に関する事項。
- (3) 新庄地域の「まちづくりビジョン」の策定に係わる事項。
- (4) 規約に関する事項。

(5) 部会の設置に関する事項。

(運営委員会の開催)

第14条 運営委員会は、会長が招集する。

第15条 運営委員会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

(運営委員会の議長)

第16条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第17条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第18条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の書面表決等)

第19条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

第20条 この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第21条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

第22条 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印するものとする。

(議事録の公開)

第23条 地域住民、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 部会

(部会の設置)

第24条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

第25条 本会に、運営委員会の承認の下、別表2に掲げる部会を置き、それぞれ定められた事業を行う。

第26条 各部会に、部会長1名、副部会長若干名、部会会計1名を置く。

第27条 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第28条 本会の事業計画及び予算は、次条に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第29条 各部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告案及び決算案は、次条に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

第31条 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。

第32条 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

第33条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

第34条 地域住民、その他利害関係人から閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第36条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第7章 雑則

(委任) この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

- (附則)
- 1、この規約は、平成25年3月1日より施行する。
 - 2、第10条に定める任期で、平成25年3月1日に始まる任期については平成26年3月31日までとする。
 - 3、本会設立後の最初の事業年度は平成25年度とする。

制定平成25年3月1日

「改定履歴」

- | | | |
|--------------|-----|----|
| ① 平成26年3月28日 | 第7条 | 規約 |
| | 別表2 | 部会 |

別表 1

新庄地域活動協議会構成団体（案）

（順不同）

新庄地域社会福祉協議会	新庄連合振興町会（各町会）
新庄地区民生委員協議会	新庄地区保護司会
新庄地区更生保護女性会	新庄地区青少年指導委員会
新庄地区青少年福祉委員会	新庄地区スポーツ推進委員会
新東淀中学校 PTA	新庄小学校 PTA
新庄連合子ども会	新庄老人クラブ連合 寿会
新庄連合女性部	新庄地域高齢者食事サービス委員会
新庄地域ネットワーク委員会	新庄会館運営委員会
新庄社福会館運営委員会	新庄小学校生涯学習ルーム運営委員会
新庄小学校体育施設開放事業運営委員会	新庄地域子育てサークル
体育厚生協会新庄支部	新庄小学校区教育協議会（はぐくみネット）
新庄地区人権啓発推進協議会	新庄連合防災リーダー
新庄地区女性防火クラブ	東淀川防犯協会新庄支部
新庄地域ゆめまち会議	少年補導員
地域おこし集団「やろうじゃない会」	瑞光寺公園愛護会
瑞光寺公園グラウンド運営委員会	新庄公園愛護会
上新庄駅前放置自転車対策協議会	新東淀中学校
新庄小学校	関西大学北陽高校中学校
上新庄保育園	みはと幼稚園
阪急上新庄プラザ商店会	東淀川区中部地域包括支援センター

別表 2

新庄地域活動協議会に設置する部会

第 25 条に基づく部会を下記表の通り設置する。(順不同)

	部会名称	部会の任務	主に所属する団体
1	総務・更生・文化	当会の運営に関する統括的な事業 及び広報に関する事業 地域の更生に関する事業	社協総務部・社協会計部・連 合総務・連合会計・保護司 会・更生保護女性会等
2	振興・コミュニ ティ	地域振興及びコミュニティを育成 する事業	地域振興会・各町会女性部・ 人推協・ゆめまち会議・上新 庄阪急プラザ商店会等
3	地域防犯	防犯・交通安全等に関する事業	防犯支部・上新庄駅前放置自 転車対策（協）・小学校 P T A
4	地域防災	地域防災に関する事業	連合町会・老人会・民生委員 会
5	地域高齢者 支援	地域の高齢者支援に関する事業	民生委員会・社協高齢者部 会・老人会・ネットワーク委 員会・ふれあい給食（委）・ 生涯学習ルーム・中部地域包 括支援センター等
6	地域高齢者 福祉支援	地域の高齢者支援に関する事業	高齢者食事サービス事業 （委）等
7	環境・保健	環境美化、衛生、その他まちの美 観に関する事業	緑化リーダー・公園愛護会・ まち美化ボランティア等
8	青少年	子どもの健全育成に関する事業	青少年指導員会・青少年福祉 委員会・連合子ども会・各 PTA・はぐくみネット・子育 てサークル・やろうじゃない 会・少年補導員等
9	健康・スポーツ	住民の健康増進に関する事業	スポーツ推進委員会・体育施 設開放事業・体厚協等
10	地域活動関連 部会	施設と地域活動の調整に関する事 業	新東淀中学校・新庄小学校・ 関大北陽高校中学校・上新庄 保育園・みはと幼稚園等